

(様式①)

事業計画書目次

[環境創造局]

8款 3項 1目

(単位：千円)

計画書頁	事業名	令和4年度		令和3年度		増△減(4-3)		新規・拡充
		総額	一財+市債	総額	一財+市債	総額	一財+市債	
1	環境保全管理費	16,894	16,581	20,249	19,922	△ 3,355	△ 3,341	
2	事業者温暖化対策促進事業	16,137	16,111	22,550	22,523	△ 6,413	△ 6,412	
3	大気水質常時監視	198,635	195,067	211,964	208,396	△ 13,329	△ 13,329	
4	環境測定事業	57,281	57,281	44,267	44,267	13,014	13,014	
5	次世代自動車普及促進事業	29,322	25,762	38,810	30,636	△ 9,488	△ 4,874	
6	エネルギーマネジメント事業	24,046	16,546	11,812	11,812	12,234	4,734	
7	使用済食用油のバイオディーゼル燃料活用事業	4,078	1,335	6,015	1,520	△ 1,937	△ 185	
8	都市生活型環境対策事業	6,285	6,285	7,095	7,095	△ 810	△ 810	
9	大気規制指導事業	11,133	11,133	10,844	10,842	289	291	
10	大気・音環境管理費	12,574	12,547	13,084	13,057	△ 510	△ 510	
11	水質規制指導事業	18,760	18,760	19,934	19,934	△ 1,174	△ 1,174	
12	土壌対策規制指導事業	16,685	16,443	15,552	15,310	1,133	1,133	
13	水・土壌環境管理費	7,120	6,808	7,235	6,974	△ 115	△ 166	
	計	418,950	400,659	429,411	412,288	△ 10,461	△ 11,629	

令和 4 年度 事業計画書

事業局課	環境創造局	環境管理課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他				
歳出予算科目	一般会計	8 款	3 項	1 目	
事業名称	環境保全管理費				

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和4年度	16,894			313		16,581
補助事業 単独事業						0
令和3年度	20,249			327		19,922
増△減	△ 3,355	0	0	△ 14	0	△ 3,341

歳出	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
				16,894	16,894	16,894
事業費	15,870	11,079	11,380			
市債+一般財源	15,858	11,066	11,055	16,581	16,581	16,581
決算						
事業費	44,272	58,601	10,753			
市債+一般財源	44,265	58,593	10,440			

事業概要	<p>典型七公害に係る環境法令や横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく事業所等に対する規制指導、環境保全協定の締結、市民意識の啓発等を行うことにより、環境負荷を軽減し、本市の環境の改善につなげます。また、PM2.5や自動車排出ガスなどの課題に対して、九都県市首脳会議に参画し、継続的、広域的に取組を進めることで、対応策に反映していきます。横浜市環境保全協議会（事務局：横浜商工会議所）の会員企業と定期的な情報交換やセミナー等を実施するなど、事業者と連携しながら、横浜の環境改善を進めます。</p> <p>〈主な内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づく指定事業所の申請・届出審査及び許可 ・化学物質による環境汚染防止を目的とした「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTR法）に基づく届出事務及び市民・事業者の自主的取組、リスクコミュニケーション推進 ・事業者指導の適切な運用を図るため、対象事業所からの届出や許可申請のほか、公害相談、公害防止管理者等に関する情報について、環境情報管理システムにより一元管理
事業開始年度	昭和46年度

根拠法令・方針決裁等	①大気汚染防止法 ②水質汚濁防止法 ③振動規制法 ④騒音規制法 ⑤悪臭防止法 ⑥土壌汚染対策法 ⑦特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 ⑧ダイオキシン類対策特別措置法 ⑨横浜市生活環境の保全等に関する条例 ⑩特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 ⑪公害紛争処理法 ⑫環境管理計画 ⑬生活環境保全推進ガイドライン
------------	--

事業目的・効果 (必要性)	<p>市域の快適な環境での市民生活や環境と調和した事業活動のための持続可能な社会の構築を目指すため、きれいな大気・豊かな水環境、安全・安心な生活環境の保全・創造に向けた取組を進め、「かけがえのない環境を未来へ」つなげていくことを目的として事業を推進しています。</p> <p>市民が安全で安心して暮らせる生活環境を保全するために、典型七公害に係る環境法令や横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく事業者指導及び事業者の自主的取組の支援などの施策を実施する必要があります。</p> <p>「環境情報管理システム」を整備することで、これらの法令・条例の対象となっている事業所の申請や届出に関する情報及び公害苦情に関する情報を一元管理及び環境保全全部各課とのオンライン共有により業務の効率化が図られています。</p> <p>なお、上記①②③④⑤⑥⑧⑩⑪の法令は自治事務、⑦の法令は第一号法定受託事務となっています。</p>
------------------	---

根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市生活環境の保全等に関する条例では、公害を生じさせるおそれがある作業を行う事業所（指定事業所）に対して、施設の設置等の際に申請や届出を義務付けています。 指定事業所：4728事業所（令和3年3月末時点） 申請・届出件数：850件/年（令和2年度実績836件） ・第一号法定受託事務であるPRTR法に基づく届出書の提出を受け付けています。 届出事業所：360件/年（令和2年度実績366件） ・環境保全・化学物質に関するセミナーを開催したり、イベントへ出展するなど普及啓発を実施しています。 開催回数：6回/年（令和2年度4回）
---------	--

事業指標	単位	年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
		指定事業所関連届出等受付件数	件	実績	820	836			
	単位	目標							
		実績							
	単位	目標							
		実績							

事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・指定事業所届出受付等 通年随時 ・PRTR法届出事務 4～6月受付、7～8月国へ送付、9～12月過年度新規届出等の受付・国への送付
----------	---

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		4年度	3年度	差引(増減)	増減説明
	①	管理費		7,572	7,728	▲ 156
②	システム運用		9,322	12,521	▲ 3,199	環境情報管理システム更新内容による減等
	細事業合計		16,894	20,249	▲ 3,355	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	森山 晴美	鈴木 允彦	奥田 由美子

令和 4 年度 事業計画書

事業局課	環境創造 局	環境管理 課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	8-3-1 1
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費	<input checked="" type="checkbox"/> その他				
歳出予算科目	一般会計	8 款	3 項	1 目		
事業名称	事業者温暖化対策促進事業					

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳			一 般 財 源 等	
		国	県	諸取入	市債	一般財源
令和4年度	16,137			26		16,111
補助事業 単独事業						0
令和3年度	22,550			27		22,523
増△減	△ 6,413	0	0	△ 1	0	△ 6,412

歳出	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予 事業費	46,890	32,923	23,156	16,137	16,137	16,137
算 市債+一般財源	46,890	32,923	23,129	16,137	16,137	16,137
決 事業費	46,682	34,796	21,008			
算 市債+一般財源	46,682	34,796	20,983			

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に基づき、一定規模以上のエネルギーを使用する事業者から、温室効果ガス削減に関する計画書及びその実施状況報告書を受け付け、評価・公表する制度を適正に運用し、事業者の温室効果ガス削減につなげます。 ・市条例に基づき、市内に電気を供給する小売電気事業者から、供給電気の排出係数等に係る計画書兼報告書を受け付け、その情報を公表する制度を適正に運用し、市内への低炭素な電気の供給と選択につなげます。 							
事業開始年度	平成15年度							
根拠法令・方針決裁等	地球温暖化対策の推進に関する法律、横浜市生活環境の保全等に関する条例（市条例）							
事業目的・効果 (必要性)	市内事業者の温暖化対策の促進につながる実効性ある施策を展開し、横浜市地球温暖化対策実行計画で定める温室効果ガスの削減目標の達成に寄与します。							
根拠・データ等	横浜市地球温暖化対策計画書制度対象事業者の平成30年度の温室効果ガス排出量は、平成27年度比で約6.6%（約50万t-CO2）削減されており、本事業は市内の温室効果ガス排出削減に大きく寄与しています。							
事業指標	年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
届出	単位	目標	-	-	-	-	-	-
	件	実績	731	518				
	単位	目標						
	件	実績						
	単位	目標						
	件	実績						
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策計画書、報告書提出期限（7月末） ・地球温暖化対策計画書及び報告書の評価、公表、立入調査（～年度末） ・低炭素電気普及促進計画書兼報告書提出期限（8月末） ・低炭素電気普及促進計画書兼報告書の確認、集計、公表（～年度末） 							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		4年度	3年度	差引(増減)	増減説明
	①	事業者温暖化対策促進事業	16,137	22,550	▲ 6,413	精査による減
	細事業合計	16,137	22,550	▲ 6,413		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	森山 晴美	工藤 優子	岩田 章

令和 4 年度 事業計画書

事業局課	環境創造 局	環境管理 課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価番番号	8-3-1 2
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他					
歳出予算科目	一般会計	8 款	3 項	1 目		
事業名称	大気水質常時監視					

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳			一 般 財 源 等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和4年度	198,635			3,568		195,067
補助事業						0
単独事業						0
令和3年度	211,964			3,568		208,396
増△減	△ 13,329	0	0	0	0	△ 13,329

歳出	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	事業費	210,971	221,765	212,845	198,635	198,635
市債+一般財源	164,145	177,610	209,277	195,067	195,067	195,067
決算	219,089	222,267	209,599			
市債+一般財源	204,312	178,498	206,031			

事業概要	<p>昭和39年に自動測定機による二酸化硫黄及び浮遊粉じんの常時測定を開始し、昭和43年には大気環境測定局のテレメータ化及びオンラインデータ処理装置を設置した。その後、昭和44年に大気汚染防止法等により、環境の常時監視が義務付けられた。大気汚染（環境28局（一般環境測定局20局・自動車排出ガス測定局8局）、発生源28工場、補助局1局）と水質汚濁（発生源29工場）、空間放射線量（放射線モニタリングポスト1局）の状況について、常時測定を行っている。測定結果はリアルタイムで監視センター（市庁舎内）で監視し、測定機器等の常時正常稼働を維持する。</p> <p>①大気環境の常時監視 市内に大気一般環境測定局、自動車排ガス測定局を設置し、大気中の各種汚染物質（PM2.5等）の自動濃度測定を行う。また、光化学スモッグ注意報等の県大気汚染緊急時措置等が発令された際には、市民や本市関連部署・施設に速やかに周知する。</p> <p>②大気水質発生源事業場の常時監視 大気・水質事業場の排ガス・排水を常時監視する。</p> <p>③大気環境中の放射線常時監視 市内1カ所に放射線モニタリングポストを設置し、大気環境中の放射線量を測定する。</p>							
事業開始年度	昭和43年度							
根拠法令・方針針裁等	大気汚染防止法、水質汚濁防止法							
事業目的・効果（必要性）	市内の大気水質環境を正確に把握することは、市民の健康・安全に資するものである。市内各地点の大気汚染物質濃度を測定し環境基準適合状況を把握すると同時に、県から大気汚染緊急時措置等が発令された際には市民や本市関連部署・施設に速やかに周知することで、健康被害の未然防止を図る。また、測定結果は本市のHPで公開しており、県や国にも提供され環境対策の基礎資料となっている。さらに大規模排出事業者の排出状況も把握し、規制指導の基礎データとして活用する。また、市民の安心・安全のため、空間放射線量の連続測定を行い、本市のHPで公開している。							
根拠・データ等	<p>①大気環境の常時監視：大気汚染防止法に基づく法定受託事務</p> <p>②大気水質発生源事業場の常時監視：事業場との協定や規制指導の一環として実施</p> <p>③大気環境中の放射線常時監視：本市の放射線対策の一環として実施</p>							
事業指標	年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
大気測定局数 （一般環境局 ・自動車排ガス局）	単位	目標	20・8	20・8	20・8	20・8	20・8	20・8
	局数	実績	20・8	20・8				
測定局数 （大気発生源工場 ・水質発生源工場 ・補助局）	単位	目標	30・29・1	30・29・1	28・29・1	28・29・1	28・29・1	28・29・1
	局数	実績	30・29・1	30・29・1				
放射線 モニタリング ポスト	単位	目標	1	1	1	1	1	1
	局数	実績	1	1				
事業スケジュール	<p>昭和43年度：事業開始 ：大気環境測定局のテレメータ化及びオンラインデータ処理装置を設置</p> <p>昭和44年度：大気環境の常時監視が義務化（大気汚染防止法等） 平成29年度：大気水質常時監視テレメータシステム現行リリース開始 令和6年度：大気水質常時監視テレメータシステムリリース更新予定 ※測定局舎及び測定機器について、保守管理を実施し、適宜更新・移転・撤去していく必要がある。</p>							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		4年度	3年度	差引(増減)	増減説明
	①	大気水質常時監視テレメータシステム管理	113,330	111,657	1,673	実績に基づく見直しによる増
	②	測定局舎・測定機器等管理	85,305	100,307	▲ 15,002	実施事業移行による減
細事業合計			198,635	211,964	▲ 13,329	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	森山 晴美	浅野 卓哉	長澤 藤男

令和 4 年度 事業計画書

事業局課	環境創造 局	環境管理 課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	8-3-1 3
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費	<input checked="" type="checkbox"/> その他				
歳出予算科目	一般会計	8 款	3 項	1 目		
事業名称	環境測定事業					

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳			一 般 財 源 等	
		国	県	諸取入	市債	一般財源
令和4年度	57,281					57,281
補助事業 単独事業						0
令和3年度	44,267					44,267
増△減	13,014	0	0	0	0	13,014

歳出	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予 算 事業費	44,840	43,832	41,362	57,281	57,281	57,281
市債+一般財源	43,840	43,832	41,362	57,281	57,281	57,281
決 算 事業費	51,852	49,300	41,557			
市債+一般財源	51,497	49,300	41,557			

事業概要	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法及び振動規制法等の法律並びに横浜市水と緑の基本計画等に基づき、環境測定を実施する。							
事業開始年度	昭和43年度							
根拠法令・方針決裁等	大気汚染防止法・水質汚濁防止法・ダイオキシン類対策特別措置法・騒音規制法・振動規制法							
事業目的・効果 (必要性)	<p>【事業目的】 市内各地点で下の各測定調査を実施し、各環境基準値や指針値等への適合状況を確認する。</p> <p>①水質調査 水質汚濁防止法第16条に基づき神奈川県知事が定める計画に従い、公共用水域（河川・海域）と地下水の水質調査を行う。 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく、一般環境（公共用水域・地下水）のダイオキシン類濃度を測定する。</p> <p>②大気調査 大気汚染防止法第22条に基づく大気汚染物質の濃度測定を行う。PM2.5成分分析や大気測定局での自動測定以外の項目測定を実施する。 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく、一般環境（大気）のダイオキシン類濃度を測定する。</p> <p>③騒音振動調査 騒音規制法及び振動規制法に基づく、道路交通騒音及び新幹線鉄道騒音振動測定を行う。</p> <p>【効果】 市内各地点の環境基準適合状況を確認し、環境施策や規制指導に反映すると同時に、市HPで公開し市民に周知している。</p>							
根拠・データ等	<p>【根拠】</p> <p>①水質調査：水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく法定受託事務 ②大気調査：大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく法定受託事務 ③騒音振動調査：騒音規制法に基づく法定受託事務、新幹線鉄道振動に係る指針（昭和51年環大特第32号）に基づく調査</p>							
事業指標	年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
大気測定地点 数	単位	目標	18	18	18	18	18	18
	地点	実績	18	18				
水質測定地点 数	単位	目標	77	78	78	73	73	72
	地点	実績	84	79				
騒音振動測定 地点数	単位	目標	45	35	20	20	20	20
	地点	実績	40	15				
事業スケジュール	<p>・本事業は、市内の大気水質騒音等の環境状況を把握し、環境基準に対する評価や事業者指導等における基礎データとして使用するために不可欠なものであり、今後も継続して実施していく。</p> <p>・各環境法令に基づく法定受託事務の事業については、法令改正（新規物質の追加等）に応じて事業内容を精査しながら、継続して実施していく。</p> <p>・上記以外の事業に関しては、基準値適合状況等をふまえ、関係者と協議のうえで事業内容の見直しを進める。</p>							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称	4年度	3年度	差引(増減)	増減説明
	①	水質調査	27,710	25,294	2,416
②	大気調査	21,345	9,785	11,560	実施事業移行による増
③	騒音振動調査	8,226	9,188	▲ 962	事業見直しによる減
	細事業合計	57,281	44,267	13,014	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	森山 晴美	浅野 卓哉	中川 さおり

令和 4 年度 事業計画書

事業局課	環境創造局	環境エネルギー課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	8-3-1 4
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費	<input checked="" type="checkbox"/> その他				
歳出予算科目	一般会計	8 款	3 項	1 目		
事業名称	次世代自動車普及促進事業（脱炭素化プラス含む）					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	財産収入	諸収入	市債	一般財源
令和4年度	29,322			1,251	2,309		25,762
補助事業 単独事業							0
令和3年度	38,810			1,251	6,923		30,636
増△減	△ 9,488	0	0	0	△ 4,614	0	△ 4,874

歳出	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	予 事業費	95,289	109,986	86,387	29,322	29,322
算 市債+一般財源	82,671	89,436	78,082	25,762	25,762	25,762
決 事業費	52,894	48,239	68,172			
算 市債+一般財源	38,094	32,028	58,843			

事業概要	自動車の走行に伴って排出される温室効果ガスや大気汚染物質を削減するため、燃料電池自動車の導入や電気自動車等充電設備、V2H機器の設置、水素ステーションの整備促進に向けた補助を実施する。また、公用車への次世代自動車（電気自動車（以下「EV」という。）、プラグインハイブリッド車（以下「PHV」という。）、燃料電池自動車（以下「FCV」という。））の率先導入や公共施設の電気自動車用充電設備の維持管理を進めるほか、燃費改善効果が期待されるエコドライブの普及啓発に向け、市民、事業者を対象とした講習等を実施する。						
事業開始年度	平成21年度						
根拠法令・方針決裁等	横浜市生活環境の保全等に関する条例、エネルギー基本計画、横浜市地球温暖化対策実行計画、横浜市交通安全計画						

事業目的・効果 (必要性)	<p>運輸部門から排出されるCO2削減を進めるために、次世代自動車の普及促進、エコドライブの促進を行う。</p> <p>①FCV、EV等次世代自動車の普及促進 FCV導入や集合住宅向けのEV等充電設備、V2H機器設置に対する補助、水素ステーションの整備促進（温暖化対策統括本部予算）、イベント等での普及啓発のほか、公共施設の急速充電設備の維持管理を行う。</p> <p>②公用車への次世代自動車の率先導入 公用車へFCVの次世代自動車の導入を積極的に進める。</p> <p>③エコドライブの促進等 市民及び事業者への講習会等の実施により、エコドライブの普及促進を図る。</p>						
根拠・データ等	横浜市温室効果ガス排出状況（温暖化対策統括本部）、自動車保有車両数統計（自動車検査登録情報協会）、補助金交付実績						

事業指標		年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
次世代自動車 普及台数	単位	目標	-	9000	10000	-	-	-	-
	台	実績	7163	7726					
	単位	目標							
	台	実績							
	単位	目標							
	実績								

事業スケジュール	<p>①FCV、EV等次世代自動車の普及促進 ・市民・事業者へのFCV導入補助（～2月） ・集合住宅向けEV充電設備、住宅向けV2H設備の設置等補助（～2月） ・水素ステーションの設置補助（～8月） ・急速充電設備の維持管理（通年） ・イベント出展等による次世代自動車の普及啓発の実施（通年）</p> <p>②公用車への次世代自動車の率先導入</p> <p>③エコドライブの促進等 九都県市大気保全専門部会と連携したエコドライブ講習（R4年11月）、職員向けeラーニング（R4年6月）</p>						
----------	--	--	--	--	--	--	--

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		4年度	3年度	差引(増減)	増減説明
	①	FCV・EV・PHVおよび充電設備設置の普及促進等		29,322	38,810	▲ 9,488
	細事業合計		29,322	38,810	▲ 9,488	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	山本 恵幸	志田 将史	水谷 春奈

令和 4 年度 事業計画書

事業局課	環境創造局	環境エネルギー課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他				
歳出予算科目	一般会計	8 款	3 項	1 目	
事業名称	エネルギーマネジメント事業 (脱炭素化プラス分含む)				

(単位: 千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県		市債	一般財源
令和4年度	24,046	7,500				16,546
補助事業						0
単独事業						0
令和3年度	11,812					11,812
増△減	12,234	7,500	0	0	0	4,734

歳出	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予 事業費	28,687	56,513	15,927	11,812	11,812	11,812
算 市債+一般財源	28,521	56,347	15,927	11,812	11,812	11,812
決 事業費	25,107	54,604	14,181			
算 市債+一般財源	24,857	54,495	14,116			

事業概要	地球温暖化対策の一環として、横浜市地球温暖化対策実行計画に掲げる温室効果ガス削減目標の達成に向けて、全庁的なエネルギーマネジメントの推進や市域で排出される温室効果ガス削減に向けた取組を進める。 また、地球温暖化を防止し、災害に強い安心・安全なまちづくりを推進するため、住宅用燃料電池システムの設置費に要する経費の一部を事業者あるいは個人に対して補助を行う。							
事業開始年度	平成14年度							
根拠法令・方針決裁等	エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)、地球温暖化対策の推進に関する法律、フロン排出抑制法、横浜市生活環境の保全等に関する条例、エネルギー基本計画、横浜市地球温暖化対策実行計画、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法)							
事業目的・効果(必要性)	温室効果ガス削減目標の達成に向けて、市域における温室効果ガス排出量の約4%を排出する市内最大級の排出事業者である市役所の削減対策や、既存の新エネ・省エネ設備の適切な維持管理などの効果的な取組を進める必要がある。 ①エネルギーカルテシステムを活用した全庁的なエネルギーマネジメントの推進 <ul style="list-style-type: none"> エネルギーカルテシステムを運用し、各区局のエネルギーマネジメントにおけるPDCAサイクルを支援する 各種法定報告書等を作成し、横浜市地球温暖化対策実行計画(市役所編)の進捗を管理する 「横浜市地球温暖化対策実行計画(市役所編)」に基づき、目標の達成に向けた取組を推進する 「横浜市地球温暖化対策実行計画(市役所編)」の進捗状況を踏まえ、改正作業を行う 市有施設でのエネルギー消費量削減に向け、省エネ診断実施等による運用改善を推進する 市有施設における太陽光発電設備等の導入計画を策定する グリーン購入の推進やグリーン電力調達制度の運用 ②市域で排出される温室効果ガス削減に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> 自立分散型エネルギー設備の普及促進 再生可能エネルギー導入検討報告制度の運用 既存の新エネ・省エネ設備の維持管理 							
根拠・データ等	温室効果ガス排出・吸収量等の算定と報告～温室効果ガスインベントリ等～(環境省)、横浜市温室効果ガス排出状況(温暖化対策統括本部)、補助金交付実績							
事業指標	年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
エネルギーカルテシステム登録施設数	単位	目標	-	-	-	-	-	-
	施設	実績	2596	2627				
自立分散型エネルギー設備補助実績	単位	目標	305	52	52	50	50	50
	件	実績	295	50				
	単位	目標						
		実績						
事業スケジュール	①エネルギーカルテシステムを活用した全庁的なエネルギーマネジメントの推進 <ul style="list-style-type: none"> 各種報告: 省エネ法関係 7月、市条例関係 7月、温対法関係 7月、フロン排出抑制法関係 7月、実行計画実績公表 2月 エネルギーカルテシステム運用、横浜市地球温暖化対策実行計画(市役所編)の進捗管理及び改正、管理標準運用の調整: 随時 市有施設における運用改善手法等の展開、省エネルギー診断の実施: 随時 横浜市地球温暖化対策実行計画(市役所編)の推進: 随時 市有施設における太陽光発電設備等の導入計画の策定: ~3月 グリーン購入の推進・グリーン電力調達制度の運用: 随時 ②市域で排出される温室効果ガス削減に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> 自立分散型エネルギー設備設置費補助金申請受付: ~1月 再生可能エネルギー導入検討報告制度: 随時 既存の新エネ・省エネ設備の維持管理: 随時 							

(単位: 千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		4年度	3年度	差引(増減)	増減説明
	①	エネルギーマネジメントの推進等	24,046	11,812	12,234	太陽光導入計画策定に伴う増
	細事業合計	24,046	11,812	12,234		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	山本 恵幸	係長	堀越 美穂子	係	安藤 正将
--------------------	----	-------	----	--------	---	-------

令和 4 年度 事業計画書

事業局課	環境創造局	環境エネルギー課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費	<input checked="" type="checkbox"/> その他			
歳出予算科目	一般会計	8 款	3 項	1 目	
事業名称	使用済食用油のバイオディーゼル燃料活用事業				

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	財産収入	市債	一般財源
令和4年度	4,078	0		2,743		1,335
補助事業 単独事業						0
令和3年度	6,015			4,495		1,520
増△減	△ 1,937	0	0	△ 1,752	0	△ 185

歳出	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予 事業費	13,687	9,740	9,645			
算 市債+一般財源	3,157	2,220	2,060	0	0	0
決 事業費	10,502	8,617	8,387			
算 市債+一般財源	2,765	1,665	2,067	0	0	0

事業概要	市立小学校から出る使用済食用油を障害者福祉施設が回収してBDFを精製し、本市施設等で化石燃料の代替として活用する。						
事業開始年度	平成20年度						
根拠法令・方針決裁等	横浜市地球温暖化対策実行計画、横浜市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針 平成23年3月方針決裁						

事業目的・効果 (必要性)	<ul style="list-style-type: none"> 市立小学校の学校給食から出る使用済食用油を、精製委託した福祉施設が回収し、バイオディーゼル燃料（BDF）に精製後、水再生センターの非常用自家発電機等を稼働させる際の代替燃料として使用することで、温暖化対策を推進するとともに、障害者の社会参加を支援します。 油の回収、運搬、精製作業を継続し、品質の高いBDFを提供していきます。 BDFは、その燃焼によってCO2を排出しても、大気中のCO2総量が増えない（カーボンニュートラル）ため、化石燃料の代替として使用した分だけCO2の排出を削減することになり、地球温暖化防止に寄与します。 (R4想定削減量：68t-CO2/年) 						
------------------	--	--	--	--	--	--	--

根拠・データ等	「横浜市地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガス削減に取り組みます。						
---------	---------------------------------------	--	--	--	--	--	--

事業指標		年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
BDF精製量	単位	目標	62000	55000	33000	25000	0	0	0
	L	実績	60231	45468					
油回収区	単位	目標	6	6	4	2	0	0	0
	区	実績	6	6					
委託先施設数	単位	目標	2	2	2	1	0	0	0
	か所	実績	2	2					

事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 精製用使用済食用油の回収（通年） BDFの精製（通年） 						
----------	--	--	--	--	--	--	--

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		4年度	3年度	差引(増減)	増減説明
	①	BDF精製委託等	4,078	6,015	▲ 1,937	稼働精製機減に伴う減
	細事業合計	4,078	6,015	▲ 1,937		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	山本 恵幸	係長	西野 太郎	係	朝倉 薫
--------------------	----	-------	----	-------	---	------

令和 4 年度 事業計画書

事業局課	環境創造局	大気・音環境課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費	<input checked="" type="checkbox"/> その他				
歳出予算科目	一般会計	8 款	3 項	1 目		
事業名称	都市生活型環境対策事業					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸取入	市債	一般財源
令和4年度	6,285					6,285
補助事業						0
単独事業						0
令和3年度	7,095					7,095
増△減	△ 810	0	0	0	0	△ 810

歳出	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予 事業費	8,052	8,498	6,783	6,285	6,285	6,285
算 市債+一般財源	8,052	8,498	6,783	6,285	6,285	6,285
決 事業費	7,976	6,568	4,534			
算 市債+一般財源	7,976	6,568	4,534			

事業概要	騒音、振動、大気汚染、悪臭その他の公害苦情への対応を行い、市民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与します。							
事業開始年度	平成15年度							
根拠法令・方針決裁等	公害紛争処理法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、悪臭防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、横浜市生活環境の保全等に関する条例							
事業目的・効果 (必要性)	市民から寄せられる騒音、振動、大気汚染、悪臭その他の公害苦情（水質汚濁、土壌汚染及び地盤沈下に係るものを除く）について、固定発生源（事業所、建設工事等）及び移動発生源（道路、鉄道、航空機等）に対する現地調査を行うとともに、事業者に対して公害防止に係る行政指導等を行うことにより、公害苦情を迅速かつ適切に解決し、市民の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止する必要があります。 本事業は、各取組を通して市民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与することを目的としています。							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> 環境に関する市民意識調査(令和2年12月：回答者数1,616人) 環境や環境の取組に関心がある市民は87.0%で、そのうち49.4%は大気汚染対策、27.0%は騒音・振動対策に関心を持っています。 環境に関する企業意識調査(令和2年度：回答企業数684社（うち大企業160社、中小企業524社）) 事業活動を継続する上で重要と考える環境課題のうち「環境汚染（大気・水質・土壌・化学物質）の対策」は、「廃棄物の削減・循環経済の確立」「気候変動・地球温暖化対策」に次いで第3位となっています。「環境汚染（大気・水質・土壌・化学物質）の対策」が重要と考える企業は、大企業で61.9%、中小企業で47.7%にのぼります。 							
事業指標	年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
受付苦情の件数	単位	目標	-	-	-	-	-	-
	件	実績	1165	1704				
3日以内に対応した受付苦情の割合	単位	目標	100	100	100	100	100	100
	%	実績	100.0	100.0				
	単位	目標						
		実績						
事業スケジュール	通年事業							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称	4年度	3年度	差引(増減)	増減説明
	①	都市生活型環境対策業務	450	775	▲ 325
②	騒音・振動苦情対応業務	4,480	4,806	▲ 326	委託件数の変更等による減
③	大気汚染・悪臭苦情対応業務	1,355	1,514	▲ 159	過去実績からの計上による減
	細事業合計	6,285	7,095	▲ 810	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	騒音担当
	鈴木 孝	湯川 直樹	森田 光夕紀

令和 4 年度 事業計画書

事業局課	環境創造局	大気・音環境課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費	<input checked="" type="checkbox"/> その他			
歳出予算科目	一般会計	8 款	3 項	1 目	
事業名称	大気規制指導事業				

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸取入	市債	一般財源
令和4年度	11,133			0		11,133
補助事業 単独事業						0
令和3年度	10,844			2		10,842
増△減	289	0	0	△ 2	0	291

歳出	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予 事業費	11,124	9,891	8,243	11,133	11,133	11,133
算 市債+一般財源	11,117	9,884	8,237	11,133	11,133	11,133
決 事業費	13,002	9,978	6,762			
算 市債+一般財源	13,000	9,976	6,762			

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 市内の大気環境が環境基本法で規定される大気環境基準を達成することを目標とし、固定発生源（工場・事業場等）及び移動発生源（運行車両等）を対象に、法令に基づく規制指導や自主的取組を促す啓発等を行います。 								
事業開始年度	昭和46年度								
根拠法令・方針決裁等	大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、横浜市生活環境の保全等に関する条例等								
事業目的・効果 (必要性)	<ul style="list-style-type: none"> 市内の大気環境については、事業者の環境保全の取組により、硫酸酸化物などの大気汚染物質濃度は減少していますが、光化学オキシダントは全国的にも環境基準を達成しておらず、固定発生源や移動発生源のさらなる環境保全の取組が必要です。 頭痛や目がチカチカするなどの人への健康影響がある光化学スモッグについては、毎年夏場に光化学スモッグ注意報を発令しています。市民の健康を守るためにも原因物質である光化学オキシダントの低減に向けた取組が必要です。 石綿は耐火・断熱目的で建材などに使用されてきましたが、中皮腫や肺がんを引き起こすことから、現在は使用禁止となっています。しかし、使用禁止前に建てられた建築物等には石綿を含む建材が多く使用されており、これらを解体等する際に、石綿が周辺環境に飛散する恐れがあることから、解体等工事における石綿の飛散防止対策を徹底していく必要があります。 全国的に建築物等の解体工事件数は増加傾向であり、令和10年頃にピークを迎えると国で推計されています。市内には石綿を使用している可能性のある建築物が14万棟存在しており、解体等工事を行う際の飛散防止対策を徹底していくために、事業者への周知や工事の立入検査を強化していく必要があります。 令和4年から開始される石綿事前調査結果報告の受付に伴い、19,000件以上の解体等工事の報告（電子申請または紙）を受け付けることから、受付体制を整備する必要があります。 本事業は、各取組を通して市民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与することを目的としています。 								
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> 市内の大気環境基準の達成状況 二酸化硫黄(SO2)、一酸化炭素(CO)、二酸化窒素(NO2)、浮遊粒子状物質(SPM)、微小粒子状物質(PM2.5)は全測定局で環境基準を達成。光化学オキシダント(Ox)は全測定局で環境基準を未達成。 光化学スモッグ注意報の発令回数 令和2年度：1回、令和元年度：3回、平成30年度：4回、平成29年度：5回、平成28年度：2回 解体等工事件数の推計（国交省） アスベストが使用されている建築物の全国の解体工事件数は、平成30年度に6万件程度、令和10年頃に10万件程度と見積もられている（現状の1.7倍程度の解体工事件数）。 								
事業指標	年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
窒素酸化物等の立入測定の検体数	単位	目標	65	39	43	39	39	39	
	検体	実績	30	23					
石綿の立入検査数	単位	目標	150	170	180	190	200	210	220
	件	実績	173	80					
路上検査及びビデオ検査台数	単位	目標	1,500	1,500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	台	実績	1,959	1,691					
事業スケジュール	令和3年度：改正大気汚染防止法及び改正横浜市生活環境の保全等に関する条例の施行（石綿飛散防止対策の強化） 令和4年度：石綿事前調査結果報告制度の開始（年19,000件の受付） 令和5年度：石綿事前調査の有資格者制度の開始（石綿飛散防止対策の強化）								

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称	4年度	3年度	差引(増減)	増減説明
	①	大気汚染物質対策業務	9,367	8,986	381
②	ダイオキシン類対策業務	1,281	1,473	▲ 192	測定委託の検体数の見直しによる減
③	石綿飛散防止対策業務	485	385	100	大気汚染防止法改正による増
	細事業合計	11,133	10,844	289	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	鈴木 孝	係長	中井 喬彦	大気担当 係	筒井 康智

令和 4年度 事業計画書

事業局課	環境創造局	大気・音環境課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他				
歳出予算科目	一般会計	8 款	3 項	1 目	
事業名称	大気・音環境管理費				

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和4年度	12,574			27		12,547
補助事業						0
単独事業						0
令和3年度	13,084			27		13,057
増△減	△ 510	0	0	0	0	△ 510

歳出		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算	事業費	14,467	14,384	13,764	12,574	12,574	12,574
	市債+一般財源	14,454	14,357	13,737	12,574	12,574	12,574
決算	事業費	14,029	13,740	13,447			
	市債+一般財源	14,017	13,714	13,403			

事業概要	環境法令等に基づく大気汚染・騒音・振動・悪臭に関する事業場への規制指導等にかかる事務経費							
事業開始年度	昭和43年度(大気汚染)他							
根拠法令・方針決裁等	環境基本法、大気汚染防止法、悪臭防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法、横浜市生活環境の保全等に関する条例、横浜市環境管理計画							
事業目的・効果 (必要性)	生活環境の保全に対する市民の関心は高く、騒音や悪臭等に関する相談が多く寄せられています。そのため、それらの相談を迅速かつ適切に処理する必要があります。 本事業は、規制指導を専門とする会計年度任用職員を雇用し、現地調査・事業者指導等により相談を処理することで市民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与することを目的としています。							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> 環境に関する市民意識調査(令和2年12月：回答者数1,616人) 環境や環境の取組に関心がある市民は87.0%で、そのうち49.4%は大気汚染対策、27.0%は騒音・振動対策に関心を持っています。 環境に関する企業意識調査(令和2年度：回答企業数684社(うち大企業160社、中小企業524社)) 事業活動を継続する上で重要と考える環境課題のうち「環境汚染(大気・水質・土壌・化学物質)の対策」は、「廃棄物の削減・循環経済の確立」「気候変動・地球温暖化対策」に次いで第3位となっています。「環境汚染(大気・水質・土壌・化学物質)の対策」が重要と考える企業は、大企業で61.9%、中小企業で47.7%にのぼります。 							
事業指標	年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
法律に基づく届出	単位	目標	-	-	-	-	-	-
	件	実績	4,001	4,516				
条例に基づく届出	単位	目標	-	-	-	-	-	-
	件	実績	594	1,115				
	単位	目標						
		実績						
事業スケジュール	通年実施							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		4年度	3年度	差引(増減)	増減説明
	①	大気・音環境管理費		12,574	13,084	▲ 510
	細事業合計		12,574	13,084	▲ 510	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	鈴木 孝	係長	湯川 直樹	騒音担当	森田 光夕紀	係

令和 4 年度 事業計画書

事業局課	環境創造局	水・土壌環境課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費	<input checked="" type="checkbox"/> その他			
歳出予算科目	一般会計	8 款	3 項	1 目	
事業名称	水質規制指導事業				

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸取入	市債	一般財源
令和4年度	18,760					18,760
補助事業 単独事業						0
令和3年度	19,934					19,934
増△減	△ 1,174	0	0	0	0	△ 1,174

歳出	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予 事業費	19,985	19,110	14,908	18,760	18,760	18,760
算 市債+一般財源	19,985	19,110	14,908	18,760	18,760	18,760
決 事業費	19,311	18,738	14,714			
算 市債+一般財源	19,311	18,738	14,714			

事業概要	水質汚濁防止法や横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づき、河川や海域（公共用水域）へ排水を排出する事業場や水質事故現場に立入調査等を行い排水等を分析し、事業者等に水質汚濁の防止等を指導します。また、他自治体と連携し東京湾の水質改善を図ります。							
事業開始年度	昭和47年度							
根拠法令・方針決裁等	環境基本法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、横浜市生活環境の保全等に関する条例、横浜市環境管理計画等							
事業目的・効果 (必要性)	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び横浜市生活環境の保全等に関する条例では、事業場から排出される排水について有害物質や汚濁物質等の基準が規定されています。事業場に立入調査を実施し、排水を分析することにより基準の遵守状況を確認します。基準に違反している場合やそのおそれがある場合には、分析結果に基づき、排水処理施設の構造や運転管理方法の改善を指導し、公共用水域の水質汚濁の防止を図ります。また、公共用水域の水質事故に対しては、河川水等を分析することにより、原因者を特定し再発防止を指導します。 東京湾の水質はいまだに夏季には赤潮、貧酸素水塊や青潮が発生していることから、流域自治体等と連携し環境調査や市民啓発を行うことにより、効果的な東京湾の水質改善を図ります。 							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止法届出事業場数 <実績推移>元年度2,775事業場、2年度2,685事業場、3年度2,700事業場（見込）、4年度2,700事業場（見込） ダイオキシン類対策特別措置法届出事業場数 <実績推移>元年度14事業場、2年度14事業場、3年度14事業場（見込）、4年度14事業場（見込） 水質汚濁防止法等に基づく立入件数 <実績推移>元年度627件、2年度525件、3年度600件（見込）、4年度600件（見込） 水質事故発生件数 <実績推移>元年度63件、2年度74件、3年度80件（見込）、4年度80件（見込） 							
事業指標	年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
立入件数	単位	目標	-	-	-	-	-	-
	件	実績	627	525				
東京湾 底質調査地点	単位	目標	-	-	-	-	-	-
	地点	実績	8	4				
	単位	目標						
	実績							
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 事業場立入調査及び水質事故対応（通年） 九都県市水質改善専門部会及び東京湾岸自治体環境保全会議（通年） 東京湾環境一斉調査（8月） 九都県市共同東京湾底質調査（7月～9月） 							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		4年度	3年度	差引(増減)	増減説明
	①	事業場立入調査事業	18,122	19,260	▲ 1,138	立入件数見直しによる減
②	広域連携事業	638	674	▲ 36	契約実績による減	
細事業合計		18,760	19,934	▲ 1,174		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	水質担当	係
	赤間 知行	倉田 賢志	澤井 菜穂子	

令和 4 年度 事業計画書

事業局課	環境創造局	水・土壌環境課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他				
歳出予算科目	一般会計	8 款	3 項	1 目	
事業名称	土壌対策規制指導事業				

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	諸取入	使用料及び手数料収入	市債	一般財源
令和4年度	16,685			2	240		16,443
補助事業 単独事業							0
令和3年度	15,552			2	240		15,310
増△減	1,133	0	0	0	0	0	1,133

歳出	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予 算 事業費	13,742	14,728	13,018	16,685	16,685	16,685
市債＋一般財源	13,502	14,028	12,548	16,443	16,443	16,443
決 算 事業費	15,832	14,476	10,518			
市債＋一般財源	15,692	14,016	10,287			

事業概要	土壌汚染対策法及び横浜市生活環境の保全等に関する条例（市条例）に基づき、届出・申請等の審査や立入検査等を行い、事業者等に土壌汚染・地下水汚染対策の指導を行います。 また、市条例に基づく地下水採取の許可等の業務及び地盤沈下監視ガイドライン（環境省）に基づく精密水準測量調査を行います。							
事業開始年度	昭和34年度							
根拠法令・方針決裁等	環境基本法、土壌汚染対策法、工業用水法、横浜市生活環境の保全等に関する条例、地盤沈下監視ガイドライン（環境省）							
事業目的・効果 (必要性)	<ul style="list-style-type: none"> 土壌汚染に係る申請等の審査・立入検査等を行い、適正に手続きを行うよう事業者を指導します。アドバイザー派遣及び法令説明会により、中小事業者が適正な土壌汚染対策を行えるよう支援します。土壌管理データベースシステムの管理を行い、効率的な業務執行につなげます。地下水汚染に係る規制指導業務や汚染井戸追跡調査を行い、地下水汚染に対して適切な指導を行います。 土壌汚染対策法に基づく処理業の許可審査業務や事業所への立入検査等を行い、汚染土壌の適正処理を指導します。 市条例に基づく地下水採取の許可等の業務及び地盤沈下監視ガイドライン（環境省）に基づく精密水準測量調査を行い、地盤沈下の防止を図ります。 							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> 土壌汚染対策法に基づく届出・申請審査件数 <実績推移>元年度427件、2年度369件、3年度370件（見込）、4年度370件（見込） 市条例（土壌関係）に基づく届出・申請審査件数 <実績推移>元年度255件、2年度286件、3年度290件（見込）、4年度290件（見込） 汚染土壌処理業者数 <実績推移>元年度5者、2年度5者、3年度6者（見込）、4年度6者（見込） 精密水準測量点数 <実績推移>元年度69点、2年度68点、3年度91点（見込）、4年度91点（見込） 							
事業指標	年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
法令に基づく 申請等数	単位	目標	-	-	-	-	-	-
	件	実績	682	655				
汚染土壌処理 業者数	単位	目標	-	-	-	-	-	-
	者	実績	5	5				
水準測量点数	単位	目標	-	-	-	-	-	-
	点	実績	69	68				
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 法令に基づく申請等の審査（通年） 地下水採取を行う事業者への立入（通年） 土壌汚染対策法及び市条例に基づく立入検査（8～12月） 地下水汚染追跡調査（10～11月） 汚染土壌処理業者への立入検査（10～12月） 精密水準測量の実施（10～1月） 							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称	4年度	3年度	差引(増減)	増減説明
	①	土壌汚染・地下水汚染対策業務	2,733	2,500	233
②	汚染土壌処理業に関する業務	52	52	0	
③	地盤沈下対策業務	13,900	13,000	900	労務単価等上昇見込による増
	細事業合計	16,685	15,552	1,133	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	土壌対策担当
	赤間 知行	田村 瞬	水谷 和貴

令和 4 年度 事業計画書

事業局課	環境創造局	水・土壌環境課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費	<input checked="" type="checkbox"/> その他			
歳出予算科目	一般会計	8 款	3 項	1 目	
事業名称	水・土壌環境管理費				

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和4年度	7,120		286	26		6,808
補助事業 単独事業						0
令和3年度	7,235		235	26		6,974
増△減	△ 115	0	51	0	0	△ 166

歳出	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予 事業費	6,631	7,024	6,952	7,120	7,120	7,120
算 市債+一般財源	6,369	6,762	6,690	6,808	6,808	6,808
決 事業費	9,581	7,245	8,373			
算 市債+一般財源	9,343	7,008	8,137			

事業概要	課内業務に必要な事務費を執行します。 ・水質汚濁、地盤沈下、土壌・地下水汚染の規制指導、生活環境保全のための一般事務経費 ・事業場等への立入調査、河川等環境調査、土壌ダイオキシン類調査、水質事故対応等のための旅費、消耗品費等の一般的経費 ・県委託業務（東京湾水質総量規制のための調査業務）に関する会計年度任用職員人件費等							
事業開始年度	昭和34年度							
根拠法令・方針決裁等	環境基本法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、工業用水法、横浜市生活環境の保全等に関する条例、横浜市環境管理計画等							
事業目的・効果 (必要性)	本事業により課内業務の効率化を図ります。							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> ・法律、市条例に基づく届出書受付件数(水質汚濁、土壌・地下水対策、地盤沈下対策) <実績推移>元年度1,666件、2年度1,669件、3年度1,700件(見込)、4年度1,700件(見込) ・河川等環境調査実施地点 <実績推移>元年度19地点、2年度19地点、3年度22地点(見込)、4年度19地点(見込) ・土壌ダイオキシン類調査実施地点 <実績推移>元年度10地点、2年度10地点、3年度10地点(見込)、4年度10地点(見込) ・水質事故発生件数 <実績推移>元年度63件、2年度74件、3年度80件(見込)、4年度80件(見込) 							
事業指標	年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	単位	目標						
		実績						
	単位	目標						
		実績						
	単位	目標						
		実績						
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・法律、市条例に基づく届出事務(通年) ・事業場等への立入調査及び水質事故対応(通年) ・河川等の環境調査(7月、1月) ・土壌ダイオキシン類調査(8月) ・県委託業務(東京湾水質総量規制のための調査業務)(7月～10月) 							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		4年度	3年度	差引(増減)	増減説明
	①	事業場指導関連業務	6,833	6,999	▲ 166	立入件数見直しによる減
	②	会計年度任用職員賃金等	287	236	51	雇用日数見直しによる増
細事業合計			7,120	7,235	▲ 115	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	水質担当
	赤間 知行	倉田 賢志	木内 双葉